

仕 様 書

案 件 名 称	平成31年度（上半期）先発・後発医薬品の購入
品 目	入札内訳書（品目一覧）のとおり
入札書提出場所	三重県立こころの医療センター 運営調整部総務課
契 約 期 間	平成31年（2019年）4月1日から同年9月30日まで
納 品 場 所	津市城山1丁目12-1 三重県立こころの医療センター 薬剤室

1 条 件

下記の要件を満たすこととします。

- (1) 当院からの発注に対し、発注後2時間以内に納入に応じることができること。
- (2) 将来において誠実に契約が履行できるとともに、安定的な供給を継続的に行うことができること。
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品卸売販売業の許可を受けており、医薬品の有効期限チェックや特定管理薬品及び保冷薬品の管理体制が整備されていること。
- (4) 緊急時の発注に対応できるように十分な在庫を持ち、院内業務に支障をきたさないよう配送の手配を確実に行うこと。
- (5) 最低でも20メーカー以上の取扱いが可能であること。

2 注 意 事 項

- (1) 入札書は、表紙に記名押印のうえ、入札内訳書を添付、袋とじもしくは割印をしてください。
- (2) 入札内訳書は、別紙入札内訳書（品目一覧）によることとします。
- (3) 入札内訳書については、商品名ごとに金額を入力した電子ファイルにパスワードを設定したうえで、紙媒体のほか、電子媒体も入札書とともに提出してください。
このとき、USBメモリ等の記録媒体で提出する場合は、提出前にウイルスチェックをし、ウイルス等がないことを確認してください。
- (4) 入札金額については、税抜金額を入力するものとし、それ以外の部分は一切変更を加えないでください。また、価格は整数止めとし、小数点以下の数字は入力しないでください。
- (5) 購入予定数量は、平成30年2月1日から平成31年1月31日までの購入実績に基づき算出した6ヶ月分の見込数量であるため、数量及び金額分の購入を約束するものではありません。
- (6) 入札書提出後、入力ミス等による修正や差替えは一切受け付けられませんのでご留意ください。

3 落札者の決定について

- (1) 先発品についてはメーカーごとの落札単位とし、品目ごとの入札単価（税抜・円未満入力不可）に購入予定数量を乗じて算出した金額のメーカーごとの合計金額が最も安価な者が当該メーカー医薬品の落札候補者となります。なお、今回の品目一覧には無い新たな品目を発注することもありますので、全ての品目に対応できないメーカーについては「辞退」と入力してください。
- 後発品については品目ごとの落札単位とし、品目ごとに予定価格の範囲内で最低価格を提出した者が、その品目の落札候補者となります。取扱いがない、あるいは辞退する等の場合は「辞退」と入力してください。
- (2) 落札者となるべき入札業者が複数となった場合は、くじで、落札者を決定します。
- (3) 予定価格に達する入札業者がいなかったメーカー又は品目については、再度入札を実施します。

4 その他

- (1) 落札候補者については資格確認を行いますので、入札後、次に掲げる書面の写しを提出してください。
- ① 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納額のないこと用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
 - ② 三重県内の本店又は営業所等を有する事業所にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
 - ③ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品卸売販売業の許可を証明する書類の写し
- (2) その他、記載のない事項については三重県立病院事業庁会計規程の定めるところとします。

5 注意事項

- (1) 受注者は、契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ウ 契約事務担当所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- (2) 受注者が（1）のイ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

事務担当：運営調整部 総務課 森田

TEL 059-235-2125

FAX 059-235-2135